

令和5年度 国際芸術交流支援事業（国際共同制作公演）審査基準

（海外公演・国内公演共通）

【芸術性・創造性】

（団体に対する評価）

- ア 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性が認められ、かつ、過去の実績や国内外での評価等から我が国を代表するにふさわしい芸術団体又は高い将来性が期待される芸術団体であると認められること。
- イ 共同制作の相手方団体のスタッフ・キャスト等に高い専門性が認められ、かつ、十分な実績が認められること。

（公演計画に対する評価）

- ウ 公演の企画意図が明確であり、本助成事業の目的の達成に貢献すると認められるものであること。
- エ 芸術団体の芸術水準の向上が期待できる優れた公演計画であること。
- オ 芸術団体の国際発信力の強化や国際的な評価の向上に資すると認められる公演計画であること。
- カ 共同制作の相手方団体の選定理由が明確であること。

【運営】

（団体に対する評価）

- キ 芸術団体の組織運営体制（意思決定や監査の体制を含む。）が適正、かつ、透明であること。

（公演計画に対する評価）

- ク 経費の積算（出演者・スタッフ等の人数、活動に係る日数を含む。）や共同制作の相手方団体との経費分担が適切であり、かつ、収入計画（入場料収入、寄付金、協賛金収入等）が適切であること。

【社会性】

（公演計画に対する評価）

- ケ 我が国の国際的なプレゼンスの向上や文化芸術を通じた相互理解に資することが期待できる公演計画であること。
- コ 公演等の対象（観客等）が社会的に開かれたものであり、観客の確保に努める公演計画であること。

【その他】

（公演計画に対する評価）

- サ 助成の緊要度についても認められること。